

大和市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第36号

大和市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

大和市児童手当事務取扱規則（平成24年大和市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第14条第1項」を「第11条第1項」に改める。

第17条中「第22条の2」を「第20条」に改め、同条第2号ただし書中「第22条の3」を「第21条」に、「第22条の4」を「第22条」に改める。

第18条第1項中「第22条の3」を「第21条」に、「未支払い」を「未支払」に改め、同条第2項中「第22条の3」を「第21条」に改め、「規定により」の次に「学校給食費等を」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。